

## 特別養護老人ホームあさひ利用料金表(令和6年8月～)

## ◆施設のサービスの利用料金の目安

要介護度別利用料金

食事負担

居住費負担

その他

介護サービス費用(基本料金、加算)の1割

食費の全額  
(負担限度額は、下記表参照)居住費全額  
(負担限度額は、下記表参照)

電気機器の使用料、散髪代等

## ◆基本の利用料金

単位:円

要介護度	利用者負担段階	介護保険分 利用者負担額	食費 (1日分)	居住費 (1日分)	利用料合計 (1日分)	月額利用料 (30日分)
要介護1	第1段階	682	300	880	1,862	55,860
	第2段階		390	880	1,952	58,560
	第3段階①		650	1,370	2,702	81,060
	第3段階②		1,360	1,370	3,412	102,360
	第4段階		1,450	2,066	4,198	125,940
要介護2	第1段階	753	300	880	1,933	57,990
	第2段階		390	880	2,023	60,690
	第3段階①		650	1,370	2,773	83,190
	第3段階②		1,360	1,370	3,483	104,490
	第4段階		1,450	2,066	4,269	128,070
要介護3	第1段階	828	300	880	2,008	60,240
	第2段階		390	880	2,098	62,940
	第3段階①		650	1,370	2,848	85,440
	第3段階②		1,360	1,370	3,558	106,740
	第4段階		1,450	2,066	4,344	130,320
要介護4	第1段階	901	300	880	2,081	62,430
	第2段階		390	880	2,171	65,130
	第3段階①		650	1,370	2,921	87,630
	第3段階②		1,360	1,370	3,631	108,930
	第4段階		1,450	2,066	4,417	132,510
要介護5	第1段階	971	300	880	2,151	64,530
	第2段階		390	880	2,241	67,230
	第3段階①		650	1,370	2,991	89,730
	第3段階②		1,360	1,370	3,701	111,030
	第4段階		1,450	2,066	4,487	134,610

## ◆加算利用料金(介護保険分)※利用される方によって加算分は異なります。

単位:円

加算	利用者負担額	算定要件(概要)
初期加算	1日あたり30円	入所日から起算して30日間(30日以内)であること。
外泊時費用	1日あたり246円	・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算。
看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり12円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月あたり10円	・排せつに介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師、看護師が入居時に評価し6か月に1回は評価し、結果を厚生労働省に提出、活用する。 ・評価結果で介護状態の軽減が見込まれる方にそれに基づいた支援計画を作成し、3か月に1回は支援計画の見直しを行いながら支援を継続すること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり50円	・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて上記の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	1日あたり11円	・管理栄養士を1人以上配置すること。 ・医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり110円	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。 ・歯科衛生士が介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行うこと。 ・必要に応じて介護職員からの相談に応じて対応すること。 ・口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。

日常生活継続支援加算	1日あたり46円	・新規入所者のうち、要介護4、5の認定を受けている入所者が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上であること。 ・介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上であること。
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり120円	・40～65歳未満、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の気質的な機能が低下した状態の人が対象。 ・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。
療養食加算	1回あたり6円	・医師が発行した食事箋に基づき食事を提供し、療養食の献立表が作成されていること。

※裏面にも、加算利用料金(介護保険分)があります。

経口維持加算(Ⅰ)	一月あたり400円	・摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して、医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種が共同し、食事の観察や会議を行って経口維持計画を作成すること。また医師や歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行っていること。
経口維持加算(Ⅱ)	一月あたり100円	・経口維持加算(Ⅰ)において、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
看取り介護加算(Ⅰ)	1日あたり72円(死亡日以前31～45日)	・医師が回復の見込みがないと判断し、ご本人やご家族から看取りの同意を得ている場合。介護計画を作成し、ご家族から同意を得ている場合。看取りに関する指針に基づき行われる介護について、家族側が同意をして介護を受けている者であること。 ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
	1日あたり144円(死亡日以前4～30日)	
	1日あたり680円(死亡日前日及び前々日)	
	1日あたり1,280円(死亡日)	
安全対策体制加算	入所時に1回20円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全策を実施する対策が整備されている。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		・1か月の介護保険合計単位数に14.0%を乗じた単位数。
再入所時栄養連携加算	1回200円	・入居者が入院し、再度入居する際に、入院先の管理栄養士と連携し入居者の栄養計画策定した場合。
退所前訪問相談援助加算	1回460円	・入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、介護支援専門員・生活相談員・看護職員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。入所者が他の社会福祉施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供を行った場合も同様に算定。
退所後訪問相談援助加算	1回460円	・入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合も同様に算定。
退所時相談援助加算	1回400円	・入居期間が1月を超える入所者が対処し、居宅でサービスを利用する場合に、退所時入所者・家族等に退所後の相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合。入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入居者の同意を得て算定。
退所前連携加算	1回500円	・入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供とサービスの調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり10円	・入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ・入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整を行っていること。
在宅・入所相互利用加算	1日あたり40円	・期間を定めて計画的に利用しているものであること ・在宅介護支援専門員と施設介護支援専門員が情報交換し、双方合意の上で目標や方針を定め、入居者や家族に同意を得ている。

### ◆介護保険適用外の利用料金

項目	利用者負担額	備考
電気器具使用料(一品一日につき)	55	電気毛布は含まない
理容料	3,000	カット・顔そり・シャンプー
	2,600	カット・顔そり または カット・シャンプー
	2,300	カットのみ

### ◆施設の居住費・食費の負担額(令和6年8月～)

(市町村の介護保険係りに申請し、介護保険負担限度額認定書を交付されると負担限度額が認定されます。

単位:円

利用負担段階	対象者(所得状況)	対象者(預貯金等の資産状況)	居住費	1日あたりの食費
利用者負担第1段階	・高齢福祉年金受給者で市町村民税非課税 ・生活保護の受給者等	・単身 1,000万円以下	880	300
利用者負担第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	・単身 650万円以下	880	390
利用者負担第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が80万円超120万円未満の方	・単身 550万円以下	1,370	650

利用者負担 第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が120万円超266万円未満の方	・単身 500万円以下	1,370	1,360
利用者負担 第4段階	・上記以外の方		2,066	1,450

◆高額介護サービス費制度(月々の介護保険適用分の負担の上限)

(市町村の介護保険係りに申請が必要。負担上限を超えた分、申請にて償還払いにて払い戻されます。しかし、受領委任払い書を提出して頂くと、利用料金の支払い時に自己負担分のみ請求させていただきます。入居、2ヶ月目より適用。)

区分		負担上限額(月額)	特養に入居の際、世帯分離となるため、世帯についての記載は省いています。
市町村民税が課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,000円	
市町村民税を課税されていない方		24,600円	
	・老齢福祉年金を受給している。 ・前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円	
生活保護を受給されている方		15,000円	

## 特別養護老人ホームあさひ利用料金表(令和6年8月～)

## ◆施設のサービスの利用料金の目安

要介護度別利用料金

食事負担

居住費負担

その他

介護サービス費用(基本料金、加算)の1割

食費の全額  
(負担限度額は、下記表参照)居住費全額  
(負担限度額は、下記表参照)

電気機器の使用料、散髪代等

## ◆基本の利用料金

単位:円

要介護度	利用者負担段階	介護保険分 利用者負担額	食費 (1日分)	居住費 (1日分)	利用料合計 (1日分)	月額利用料 (30日分)
要介護1	第1段階	1,364	300	880	2,544	76,320
	第2段階		390	880	2,634	79,020
	第3段階①		650	1,370	3,384	101,520
	第3段階②		1,360	1,370	4,094	122,820
	第4段階		1,450	2,066	4,880	146,400
要介護2	第1段階	1,506	300	880	2,686	80,580
	第2段階		390	880	2,776	83,280
	第3段階①		650	1,370	3,526	105,780
	第3段階②		1,360	1,370	4,236	127,080
	第4段階		1,450	2,066	5,022	150,660
要介護3	第1段階	1,656	300	880	2,836	85,080
	第2段階		390	880	2,926	87,780
	第3段階①		650	1,370	3,676	110,280
	第3段階②		1,360	1,370	4,386	131,580
	第4段階		1,450	2,066	5,172	155,160
要介護4	第1段階	1,802	300	880	2,982	89,460
	第2段階		390	880	3,072	92,160
	第3段階①		650	1,370	3,822	114,660
	第3段階②		1,360	1,370	4,532	135,960
	第4段階		1,450	2,066	5,318	159,540
要介護5	第1段階	1,942	300	880	3,122	93,660
	第2段階		390	880	3,212	96,360
	第3段階①		650	1,370	3,962	118,860
	第3段階②		1,360	1,370	4,672	140,160
	第4段階		1,450	2,066	5,458	163,740

## ◆加算利用料金(介護保険分)※利用される方によって加算分は異なります。

単位:円

加算	利用者負担額	算定要件(概要)
初期加算	1日あたり60円	入所日から起算して30日間(30日以内)であること。
外泊時費用	1日あたり492円	・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算。
看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり24円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月あたり20円	・排せつに介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師、看護師が入居時に評価し6か月に1回は評価し、結果を厚生労働省に提出、活用する。 ・評価結果で介護状態の軽減が見込まれる方にそれに基づいた支援計画を作成し、3か月に1回は支援計画の見直しを行いながら支援を継続すること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり100円	・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて上記の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	1日あたり22円	・管理栄養士を1人以上配置すること。 ・医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり220円	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。 ・歯科衛生士が介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行うこと。 ・必要に応じて介護職員からの相談に応じて対応すること。 ・口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。

日常生活継続支援加算	1日あたり92円	・新規入所者のうち、要介護4、5の認定を受けている入所者が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上であること。 ・介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上であること。
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり240円	・40～65歳未満、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の気質的な機能が低下した状態の人が対象。 ・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。
療養食加算	1回あたり12円	・医師が発行した食事箋に基づき食事を提供し、療養食の献立表が作成されていること。

※裏面にも、加算利用料金(介護保険分)があります。

経口維持加算(Ⅰ)	一月あたり800円	・摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して、医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種が共同し、食事の観察や会議を行って経口維持計画を作成すること。また医師や歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行っていること。
経口維持加算(Ⅱ)	一月あたり200円	・経口維持加算(Ⅰ)において、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
看取り介護加算(Ⅰ)	1日あたり144円(死亡日以前31～45日)	・医師が回復の見込みがないと判断し、ご本人やご家族から看取りの同意を得ている場合。介護計画を作成し、ご家族から同意を得ている場合。看取りに関する指針に基づき行われる介護について、家族側が同意をして介護を受けている者であること。 ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
	1日あたり288円(死亡日以前4～30日)	
	1日あたり1,360円(死亡日前日及び前々日)	
	1日あたり2,560円(死亡日)	
安全対策体制加算	入所時に1回40円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全策を実施する対策が整備されている。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		・1か月の介護保険合計単位数に14.0%を乗じた単位数。
再入所時栄養連携加算	1回400円	・入居者が入院し、再度入居する際に、入院先の管理栄養士と連携し入居者の栄養計画策定した場合。
退所前訪問相談援助加算	1回920円	・入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、介護支援専門員・生活相談員・看護職員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。入所者が他の社会福祉施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供を行った場合も同様に算定。
退所後訪問相談援助加算	1回920円	・入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合も同様に算定。
退所時相談援助加算	1回800円	・入居期間が1月を超える入所者が対処し、居宅でサービスを利用する場合に、退所時入所者・家族等に退所後の相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合。入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入居者の同意を得て算定。
退所前連携加算	1回1,000円	・入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供とサービスの調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり20円	・入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ・入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整を行っていること。
在宅・入所相互利用加算	1日あたり80円	・期間を定めて計画的に利用しているものであること ・在宅介護支援専門員と施設介護支援専門員が情報交換し、双方合意の上で目標や方針を定め、入居者や家族に同意を得ている。

### ◆介護保険適用外の利用料金

項目	利用者負担額	備考
電気器具使用料(一品一日につき)	55	電気毛布は含まない
理容料	3,000	カット・顔そり・シャンプー
	2,600	カット・顔そり または カット・シャンプー
	2,300	カットのみ

### ◆施設の居住費・食費の負担額(令和6年8月～)

(市町村の介護保険係りに申請し、介護保険負担限度額認定書を交付されると負担限度額が認定されます。

単位:円

利用負担段階	対象者(所得状況)	対象者(預貯金等の資産状況)	居住費	1日あたりの食費
利用者負担第1段階	・高齢福祉年金受給者で市町村民税非課税 ・生活保護の受給者等	・単身 1,000万円以下	880	300
利用者負担第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	・単身 650万円以下	880	390
利用者負担第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が80万円超120万円未満の方	・単身 550万円以下	1,370	650

利用者負担 第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が120万円超266万円未満の方	・単身 500万円以下	1,370	1,360
利用者負担 第4段階	・上記以外の方		2,066	1,450

#### ◆高額介護サービス費制度(月々の介護保険適用分の負担の上限)

(市町村の介護保険係りに申請が必要。負担上限を超えた分、申請にて償還払いにて払い戻されます。しかし、受領委任払い書を提出して頂くと、利用料金の支払い時に自己負担分のみ請求させていただきます。入居、2ヶ月目より適用。)

区分		負担上限額(月額)	特養に入居の際、世帯分離となるため、世帯についての記載は省いています。
市町村民税が課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,000円	
市町村民税を課税されていない方		24,600円	
	・老齢福祉年金を受給している。 ・前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円	
生活保護を受給されている方		15,000円	

## 特別養護老人ホームあさひ利用料金表(令和6年8月～)

## ◆施設のサービスの利用料金の目安

要介護度別利用料金

食事負担

居住費負担

その他

介護サービス費用(基本料金、加算)の1割

食費の全額  
(負担限度額は、下記表参照)居住費全額  
(負担限度額は、下記表参照)

電気機器の使用料、散髪代等

## ◆基本の利用料金

単位:円

要介護度	利用者負担段階	介護保険分 利用者負担額	食費 (1日分)	居住費 (1日分)	利用料合計 (1日分)	月額利用料 (30日分)
要介護1	第1段階	2,046	300	880	3,226	96,780
	第2段階		390	880	3,316	99,480
	第3段階①		650	1,370	4,066	121,980
	第3段階②		1,360	1,370	4,776	143,280
	第4段階		1,450	2,066	5,562	166,860
要介護2	第1段階	2,259	300	880	3,439	103,170
	第2段階		390	880	3,529	105,870
	第3段階①		650	1,370	4,279	128,370
	第3段階②		1,360	1,370	4,989	149,670
	第4段階		1,450	2,066	5,775	173,250
要介護3	第1段階	2,484	300	880	3,664	109,920
	第2段階		390	880	3,754	112,620
	第3段階①		650	1,370	4,504	135,120
	第3段階②		1,360	1,370	5,214	156,420
	第4段階		1,450	2,066	6,000	180,000
要介護4	第1段階	2,703	300	880	3,883	116,490
	第2段階		390	880	3,973	119,190
	第3段階①		650	1,370	4,723	141,690
	第3段階②		1,360	1,370	5,433	162,990
	第4段階		1,450	2,066	6,219	186,570
要介護5	第1段階	2,913	300	880	4,093	122,790
	第2段階		390	880	4,183	125,490
	第3段階①		650	1,370	4,933	147,990
	第3段階②		1,360	1,370	5,643	169,290
	第4段階		1,450	2,066	6,429	192,870

## ◆加算利用料金(介護保険分)※利用される方によって加算分は異なります。

単位:円

加算	利用者負担額	算定要件(概要)
初期加算	1日あたり90円	入所日から起算して30日間(30日以内)であること。
外泊時費用	1日あたり738円	・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算。
看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり36円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月あたり30円	・排せつに介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師、看護師が入居時に評価し6か月に1回は評価し、結果を厚生労働省に提出、活用する。 ・評価結果で介護状態の軽減が見込まれる方にそれに基づいた支援計画を作成し、3か月に1回は支援計画の見直しを行いながら支援を継続すること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり150円	・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて上記の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	1日あたり33円	・管理栄養士を1人以上配置すること。 ・医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり330円	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。 ・歯科衛生士が介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行うこと。 ・必要に応じて介護職員からの相談に応じて対応すること。 ・口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
日常生活継続支援加算	1日あたり138円	・新規入所者のうち、要介護4、5の認定を受けている入所者が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上であること。 ・介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上であること。

若年性認知症入所者受入加算	1日あたり360円	・40～65歳未満、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の気質的な機能が低下した状態の人が対象。 ・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。
療養食加算	1回あたり18円	・医師が発行した食事箋に基づき食事を提供し、療養食の献立表が作成されていること。

※裏面にも、加算利用料金(介護保険分)があります。

経口維持加算(Ⅰ)	一月あたり1,200円	・摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して、医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種が共同し、食事の観察や会議を行って経口維持計画を作成すること。また医師や歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行っていること。
経口維持加算(Ⅱ)	一月あたり300円	・経口維持加算(Ⅰ)において、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
看取り介護加算(Ⅰ)	1日あたり216円(死亡日以前31～45日)	・医師が回復の見込みがないと判断し、ご本人やご家族から看取りの同意を得ている場合。介護計画を作成し、ご家族から同意を得ている場合。看取りに関する指針に基づき行われる介護について、家族側が同意をして介護を受けている者であること。 ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
	1日あたり432円(死亡日以前4～30日)	
	1日あたり2,040円(死亡日前日及び前々日)	
	1日あたり3,840円(死亡日)	
安全対策体制加算	入所時に1回60円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全策を実施する対策が整備されている。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		・1か月の介護保険合計単位数に14.0%を乗じた単位数。
再入所時栄養連携加算	1回600円	・入居者が入院し、再度入居する際に、入院先の管理栄養士と連携し入居者の栄養計画策定した場合。
退所前訪問相談援助加算	1回1,380円	・入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、介護支援専門員・生活相談員・看護職員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。入所者が他の社会福祉施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供を行った場合も同様に算定。
退所後訪問相談援助加算	1回1,380円	・入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合も同様に算定。
退所時相談援助加算	1回1,200円	・入居期間が1月を超える入所者が対処し、居宅でサービスを利用する場合に、退所時入所者・家族等に退所後の相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合。入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入居者の同意を得て算定。
退所前連携加算	1回1,500円	・入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供とサービスの調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり30円	・入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ・入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整を行っていること。
在宅・入所相互利用加算	1日あたり120円	・期間を定めて計画的に利用しているものであること ・在宅介護支援専門員と施設介護支援専門員が情報交換し、双方合意の上で目標や方針を定め、入居者や家族に同意を得ている。

#### ◆介護保険適用外の利用料金

項目	利用者負担額	備考
電気器具使用料(一品一日につき)	55	電気毛布は含まない
理容料	3,000	カット・顔そり・シャンプー
	2,600	カット・顔そり または カット・シャンプー
	2,300	カットのみ

#### ◆施設の居住費・食費の負担額(令和6年8月～)

(市町村の介護保険係りに申請し、介護保険負担限度額認定書を交付されると負担限度額が認定されます。)

単位:円

利用負担段階	対象者(所得状況)	対象者(預貯金等の資産状況)	居住費	1日あたりの食費
利用者負担第1段階	・高齢福祉年金受給者で市町村民税非課税 ・生活保護の受給者等	・単身 1,000万円以下	880	300
利用者負担第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	・単身 650万円以下	880	390
利用者負担第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が80万円超120万円未満の方	・単身 550万円以下	1,370	650
利用者負担第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額が120万円超266万円未満の方	・単身 500万円以下	1,370	1,360



利用者負担 第4段階	・上記以外の方		2,066	1,450
---------------	---------	--	-------	-------

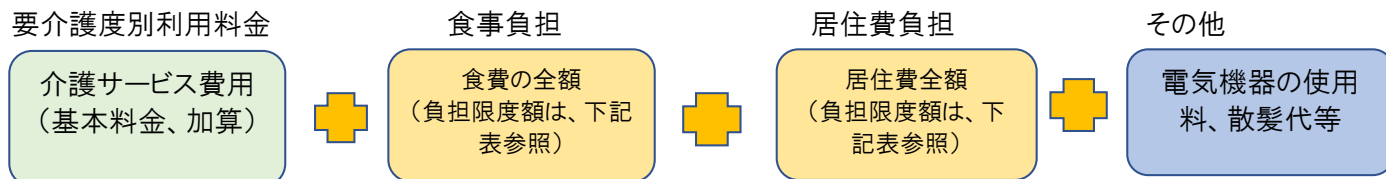
◆高額介護サービス費制度(月々の介護保険適用分の負担の上限)

(市町村の介護保険係りに申請が必要。負担上限を超えた分、申請にて償還払いにて払い戻されます。しかし、受領委任払い書を提出して頂くと、利用料金の支払い時に自己負担分のみ請求させていただきます。入居、2ヶ月目より適用。)

区分		負担上限額(月額)	特養に入居の際、世帯分離となるため、世帯についての記載は省いています。
市町村民税が課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,000円	
市町村民税を課税されていない方		24,600円	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉年金を受給している。</li> <li>・前年の合計所得額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等</li> </ul>		15,000円	
生活保護を受給されている方		15,000円	

## 特別養護老人ホームあさひ利用料金表(令和6年4月～)

### ◆施設のサービスの利用料金の目安



### ◆基本の利用料金

単位:円

要介護度	利用者負担段階	介護保険相当利用者負担額	食費(1日分)	居住費(1日分)	利用料合計(1日分)	月額利用料(30日分)
要介護1	第1段階～第4段階	6,820	1,450	2,006	10,276	308,280
要介護2	第1段階～第4段階	7,530	1,450	2,006	10,986	329,580
要介護3	第1段階～第4段階	8,280	1,450	2,006	11,736	352,080
要介護4	第1段階～第4段階	9,010	1,450	2,006	12,466	373,980
要介護5	第1段階～第4段階	9,710	1,450	2,006	13,166	394,980

### ◆加算利用料金(介護保険分)※利用される方によって加算分は異なります。

単位:円

加算	利用者負担額	算定要件(概要)
初期加算	1日あたり300円	入所日から起算して30日間(30日以内)であること。
外泊時費用	1日あたり2,460円	・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算。
看護体制加算(Ⅰ)イ	1日あたり120円	常勤の看護師を1名以上配置していること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月あたり100円	・排せつに介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師、看護師が入居時に評価し6か月に1回は評価し、結果を厚生労働省に提出、活用する。 ・評価結果で介護状態の軽減が見込まれる方にそれに基づいた支援計画を作成し、3か月に1回は支援計画の見直しを行いながら支援を継続すること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり500円	・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて上記の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	1日あたり110円	・管理栄養士を1人以上配置すること。 ・医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整等を実施すること。 ・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり1,100円	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。 ・歯科衛生士が介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行うこと。 ・必要に応じて介護職員からの相談に応じて対応すること。 ・口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。
日常生活継続支援加算	1日あたり460円	・新規入所者のうち、要介護4、5の認定を受けている入所者が70%以上。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上であること。 ・介護福祉士が常勤換算で利用者6人に対して1人以上であること。
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり1,200円	・40～65歳未満、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の気質的な機能が低下した状態の人が対象。 ・受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。
療養食加算	1回あたり60円	・医師が発行した食事箋に基づき食事を提供し、療養食の献立表が作成されていること。

※裏面にも、加算利用料金(介護保険分)があります。

経口維持加算(Ⅰ)	1月あたり4,000円	・摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して、医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種が共同し、食事の観察や会議を行って経口維持計画を作成すること。また医師や歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行っていること。
経口維持加算(Ⅱ)	一月あたり1,000円	・経口維持加算(Ⅰ)において、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
看取り介護加算(Ⅰ)	1日あたり720円(死亡日以前31～45日) 1日あたり1,440円(死亡日以前4～30日) 1日あたり6,800円(死亡日前日及び前々日) 1日あたり12,800円(死亡日)	・医師が回復の見込みがないと判断し、ご本人やご家族から看取りの同意を得ている場合。介護計画を作成し、ご家族から同意を得ている場合。看取りに関する指針に基づき行われる介護について、家族側が同意をして介護を受けている者であること。 ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。
安全対策体制加算	入所時に1回200円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全策を実施する対策が整備されている。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		・1か月の介護保険合計単位数に14.0%を乗じた単位数。
再入所時栄養連携加算	1回2,000円	・入居者が入院し、再度入居する際に、入院先の管理栄養士と連携し入居者の栄養計画策定した場合。
退所前訪問相談援助加算	1回4,600円	・入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、介護支援専門員・生活相談員・看護職員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。入所者が他の社会福祉施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供を行った場合も同様に算定。
退所後訪問相談援助加算	1回4,600円	・入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合も同様に算定。
退所時相談援助加算	1回4,000円	・入居期間が1月を超える入所者が対処し、居宅でサービスを利用する場合に、退所時入所者・家族等に退所後の相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村および老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合。入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入居者の同意を得て算定。
退所前連携加算	1回5,000円	・入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供とサービスの調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり100円	・入所者の家族との連絡調整を行っていること。 ・入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整を行っていること。
在宅・入所相互利用加算	1日あたり400円	・期間を定めて計画的に利用しているものであること ・在宅介護支援専門員と施設介護支援専門員が情報交換し、双方合意の上で目標や方針を定め、入居者や家族に同意を得ている。